

新宮町告示第6号

令和8年第1回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和8年1月21日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和8年1月26日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

片岡 誠治君

温水 眞君

安武久美子君

庵原 伸一君

西 健太郎君

大牟田直人君

横大路政之君

北崎 和博君

牧野真紀子君

上畝地白馬君

松井 和行君

○応招しなかった議員

なし

令和8年 第1回(臨時)新宮町議会会議録

令和8年1月26日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和8年1月26日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期決定について
日程第3 第1号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 第2号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 第3号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 第4号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期決定について
日程第3 第1号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 第2号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 第3号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 第4号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 江口 正明君 | 2番 | 片岡 誠治君 |
| 3番 | 温水 眞君 | 4番 | 安武久美子君 |
| 5番 | 庵原 伸一君 | 6番 | 西 健太郎君 |
| 7番 | 大牟田直人君 | 8番 | 横大路政之君 |
| 9番 | 北崎 和博君 | 11番 | 上畝地白馬君 |

12番 松井 和行君

欠席議員（1名）

10番 牧野 真紀子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主査 …………… 須崎 陽平君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 町長 …………… | 桐島 光昭君 | 副町長 …………… | 財間 輔君 |
| 教育長 …………… | 小川 隆弘君 | | |
| 総務課長 …………… | 森 和也君 | 地域協働課長 …………… | 安河内正路君 |
| 政策経営課長 …………… | 高木 昭典君 | 税務課長 …………… | 末永富士美君 |
| 住民課長 …………… | 藤 由香君 | 健康福祉課長 …………… | 尾田 繁男君 |
| 子育て支援課長 …………… | 山口 望美君 | 産業振興課長 …………… | 森 真二君 |
| 環境課長 …………… | 片山 勇二君 | 都市整備課長 …………… | 稲光 豊君 |
| 上下水道課長 …………… | 石丸 洋君 | 会計管理者 …………… | 桐島 聡君 |
| 学校教育課長 …………… | 桐島 貴幸君 | 社会教育課長 …………… | 井上 和広君 |

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和 8 年第 1 回新宮町議会臨時会を開会します。10 番、牧野真紀子議員より本臨時会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、11 番、上畝地白馬議員、1 番、江口正明議員、事故に備えて、2 番、片岡誠治議員を指名します。

日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第1号議案

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第1号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。なお、本議案から日程第5、第3号議案までの3件は、人事院勧告に伴い条例の一部を改正する議案であるため、一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 皆さん、おはようございます。

第1号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記、条例案を別紙のとおり提出するものでございます。提案理由といたしまして、令和7年8月の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。今回の条例の改正は、2条形式で行われますけれども、第1条につきましては令和7年4月1日遡及適用のもの、第2条につきましては令和8年4月1日施行するものでございます。1番最後の3ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、現行の3.45月を合計で3.50月、0.05月増額するものでございます。令和7年度改定と書かれている部分が、第1条の改正になります。0.05月分を12月期にまとめまして、6月期はそのまま、12月期だけ1.775月となり、合計の3.50月となります。令和8年度以降につきましては、6月期、12月期も同じ内容の1.75月にそれぞれしまして、合計の3.50月となっております。最後に、1ページに戻っていただきまして、附則としまして施行期日ですけれども、第1条、この条例は公布の日から施行するものでございますが、2条の規定につきましては、先ほど申したように令和8年4月1日から施行するものでございます。第1条第2項としまして、今回の第1条

の適用については、令和7年4月1日からの適用としております。附則の2条といたしまして、現在、支払済みの期末手当につきましては、内払ということでのみなし規定を記載するものでございます。なお、参考までに新旧対照表を2ページのほうにつけさせていただいております。第1号議案の提案については、以上でございます。

続きまして、第2号議案の説明をさせていただきます。町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、こちらも提案理由といたしましては、先ほど同じように、令和7年8月の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。こちらも先ほどと同じように、2条立てで今回条例の改正を行っております。第1条については、令和7年4月1日遡及適用する内容、第2条につきましては、令和8年4月1日から施行する内容となっております。1番最後の3ページをお願いいたします。こちらも先ほどと支給内容については全く同じ内容ですけれども、現行の3.45月を3.50月、0.05月分増やすものです。令和7年度改定部分が第1条の内容でして、12月期に0.05月分を集約しているものでございます。令和8年度以降につきましては、これは第2条分です。先ほどと同じように6月期と12月期が同じ率の1.75月での合わせて3.50月となっております。1ページ目に戻っていただきまして、附則としまして、こちらも先ほどと同じように、公布の日から施行するものですが、第2条につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。第1条第2項としまして、令和7年4月1日から遡及して、第1条は適用するものでございます。附則の第2条につきましては、こちらも先ほどと同じように、期末手当を現在、支給しているものについては内払とみなす規定となっております。なお、参考までに新旧対照表を2ページのほうにおつけさせていただいております。第2号議案についての説明は、以上になります。

続きまして、第3号議案につきまして説明をさせていただきます。新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由としまして、令和7年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。今回の条例の改正につきましては、こちらも2条形式で行っております。第1条については、令和7年4月1日遡及適用、第2条につきましては、令和8年4月1日施行の分になります。第1条の改正につきましては、先ほど言いましたよう

に遡及適用の分になりますけれども、改正内容は3点ございます。1点目が通勤手当、2点目が期末・勤勉手当、3番目が給与表の改正となっております。給与表の改定につきましては、今回、平均3.62パーセントの増額ということで、若年層に重点を置いた改正にはなっております。通勤手当につきましては、新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。9ページの新旧対照表、通勤手当の部分ですけれども、第11条第2項第2号の部分以降ですね、10キロメートル以上につきましては単価がそれぞれ増額になってきております。10キロから翌ページの部分まで段階的に200円ずつ増額になっているんですけれども、40キロを超えたあたりぐらいから増額の割合が加算されておりまして、最後の60キロメートル以上については7,100円ほどの増額となっております。続きまして、次の期末・勤勉手当については、最後のページになりますけど23ページをお願いいたします。上段が通常の職員、下段が定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉の支給割合の表となっております。まず一般の職員につきましては、現行4.60月の部分が、こちら0.05月増額になりまして、4.65月となっております。期末手当が2.50月から2.525月、勤勉手当が2.10月から2.125月となっております。こちらの改正につきましても、7年の4月からの遡及適用につきましては、12月期に集約しましてそれぞれ、そちらに掲載している数字の改正を行っております。令和8年度以降につきましては、こちら先ほどの改正と同じような内容で、6月期、12月期それぞれ同じ率での改正を行うものでございます。下段の定年前再任用短時間勤務職員につきましても、同じように現行の2.40月から0.05月増額いたしまして、2.45月となっております。こちら、第1条の令和7年度の遡及分については、12月期に集約しまして、第2条の令和8年度施行分については、それぞれ同率での額での支給割合となっております。少し戻りまして、7ページをお願いいたします。こちらは第2条の改正になります。第2条は先ほど言いましたように、令和8年4月1日から施行をするものですが、こちらの改定は通勤手当と期末・勤勉手当になります。期末・勤勉手当の内容につきましては先ほどお話しした内容になりますので割愛させていただきます。通勤手当ですけれども、8年の4月以降は60キロ以上の部分についても細分化されまして、100キロ以上まで追加されております。そこにありますように、5キロ単位で細かく距離が今回定められまして、最終的には100キロ以上で6万6,400円という基準になっております。次の8ページをお願いいたします。附則といたしまして、第1条この条例は公布の日から施行するものですが、2条の規定につきましては、先ほどの改正と同じように令和8年4月1日からの施行となっております。同じく、同条の第2項ですけれども、こちらにつきましては第1条部分ですけれども、令和7年4月1日からの適用となります。そして、第2条としまして、既に支給済みの期末・勤勉手当につきましては、給与の内払とみなす規定となっております。最後に、この条例に定めるもののほか、条例規

則に委任するために第3条を設けております。

以上、第3号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

まず、第1号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第4号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第4号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。第4号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。今回の一般会計補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,078万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億2,477万4,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、4ページになります。第2表、繰越明許費補正は、追加として2事業を計上しております。3款1項の物価高騰対応定額給付金給付事業及び3款2項の物価高対応子育て応援手当支給事業は、令和8年度にわたり事業を実施するために計上するもので、金額は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるものを説明いたします。事業実施に伴い、フルタイム・パートタイム会計年度任用職員の報酬、給料及び職員の時間外勤務手当を含む関連手当等について、社会福祉費及び児童福祉費

において増額補正するものでございます。

10、11 ページをお願いいたします。3 款 1 項 4 目老人福祉費、18 節福祉事業者支援助成金は、町内介護サービス事業所等に対し、福祉事業者に電気代高騰分の支援として助成金を支給するものです。特定財源としまして、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当しています。

7 目障害者福祉費、18 節福祉事業者支援助成金は、町内障害者相談事業所等に対し、福祉事業者に電気代高騰分の支援として助成金を支援するものです。特定財源といたしまして、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当しています。

10 目物価高騰対応定額給付金給付事業費は、町民 1 人当たり 7,000 円を現金支給する事業で、事務費として 10 節消耗品費、11 節郵便料金、振込手数料、12 節物価高騰対応定額給付金給付事務委託料、町民 1 人当たり 7,000 円を給付する事業として、18 節物価高騰対応定額給付金を計上しております。特定財源といたしまして、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当しています。

12、13 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、18 節特定教育・保育施設等物価高騰対策費補助金は、町内の保育園、認定こども園に対し、物価高騰に伴う電気代の一部を補助するもので、特定財源といたしまして、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部及び 16 款 2 項 2 目 5 節保育所等物価高騰対策費補助金を充当しています。

3 款 2 項 7 目物価高対応子育て応援手当支給事業費には、高校生年代以下の児童費と児童 1 人当たり 2 万円を支給する事業で、事務費として 10 節消耗品費、印刷製本費、11 節郵便料金、17 節事業用備品購入費、1 人当たり 2 万円を支給する事業費として、18 節物価高対応子育て応援手当を計上しております。特定財源といたしまして、15 款 2 項 2 目 4 節物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金を充当しています。

歳入につきましては、全て充当財源で説明いたしますので割愛いたします。なお、14 ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。江口議員。

○議員（1 番 江口 正明君） 今回の給付事業、臨時交付金を活用した事業の件ですが、昨年来、全国的にお米券の話が出てきたりしてしましたので、町の方々は非常に関心が高い、興味深いテーマだったと思うんですね。私も何度かよく聞かれたんで、新宮町としてどういうふうなことがあるんですかというふうに聞かれたんですけども、今日このような発表があり

まして、一定の評価、このメニューにつきましては評価はさせていただきます。ここでお尋ねいたしますが、今回、新宮町は特に目玉となる給付金の話、1人当たり7,000円ということなんですけども、例えば近隣の自治体、糟屋郡内の自治体で、例えば篠栗町は5,000円の商品券なんですけども、5,000円。それから、粕屋町これは6,000円のこれも商品券。現金給付になりますと宇美町が1万円ということで発表されておりますが、言いたいのはこういう商品券なり、現金給付にしても、それなりの事務手数料というのがかかってまいりますですね。先ほど、委託料も2,000万円ほどの数字が上がっていたんですが、商品券についても印刷代とかいろいろあると思います。そういう手数料も含めた上での、今回、現金給付に新宮町としてはされたと思うんですが、ちょっと仮にですね、これちょっと聞いた話というか、話で出たんですが、例えば公共上下水道あたりの料金をこの現金給付7,000円がともう下げるといいですか、そうすると事によっては手数料がかからないので、その分も上乘せして、7,000円を超える分が減額されるんじゃないかとか、そちらのほうが直接的に住民の方に効果が高いんじゃないかというような声も聞かれます。しかしながら、本町としては、職員の皆さん方が一生懸命考えられた、このメニューでございますので、そういうところについてなぜ本町では現金給付になされたのか。そういう町の考え方というものを、町長の思いも込めて説明いただきたいということでございます。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 政策をとるに当たりまして、庁議のほうで全課から意見を聴取いたしまして、それから庁議のほうで検討というか、様々な意見に対して一つ一つ検討したわけでございます。その中で、やはり出ておりましたのは議員おっしゃいますとおり、上水道の基本料金の減免ですね、数か月間とかそういういろんな案が出ておりました。これにつきましては、やはり全体ではないと、井戸水をひいてあって、そのまま水道を利用してある家庭ばかりじゃないということで、そういった方々に対してどういった手当ををするかという議論等がなされました。その方々について、仮に代替になるものについて検討はされましたけれども、やはりどうしてもやはり事務手数料がどうしてもかかってきますし、そのようないろいろ時間ですね、事務に関する時間等に対して要するということがだいぶ分かってきましたので、そういったことで今回、上水道の基本料金の減免ですかね、その点については見送られたという経緯でございます。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） はい。先ほど政策経営課長からお話がありましたように、給水区域内についてですけれども、給水区域内の世帯数が13,660世帯、現在給水世帯が13,169世帯、約500世帯ぐらいが水道を使用していないという世帯となることをご報告させていただき

ます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。ご説明ありがとうございました。納得、了解いたしました。これはちょっと最後に、意見として申し上げますので答弁を求めるわけではないんですが、やっぱり今のような、いろいろ慎重にそれから真剣に検討された結果、この今回のメニューを打ち出されたということ、現金給付で7,000円になると、手数料はかかるけどもという話。そういうのを直接伺うことができたというのは、非常にありがたいことだと思います。今日の会議にしても、議会にしてもライブの中継で見られている方もおられますし、そういう具体的な内容を今後私たちも議員として、私としてもいろんな町民の方にお伝えしていただきたいと思っております。はい。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。ご質問ありがとうございます。今、政策経営課長また上下水道課長の答えましたとおり、庁内で職員の間ではございますけれども、いろんな給付金の使途については協議をいたしました。今回、国のほうから通知がございましたのが、3億1,071万4,000円余り、国からの給付金が新宮町で支給されると。これ、それぞれ市町村で額が違います。町として1番最初にやりたいと思ったのは、県のほうでも事業されるけれども、町のほうのいわゆる許認可を出した事業者さんに対しては、県からの補助金が行き渡らないということが分かりましたので、まずそちらに手当てをして、また先ほどの説明いたしました事業にも手当てをして、そして3億1,000万円を使い切ると言ったらちょっと語弊がございますけれども、そういったことを考えて1人当たり、町民の数も勘案しながら7,000円の支給をやるというふうに最終的にはそういった結論に至りました。先ほど江口議員からもご指摘がございました事務費ですね、いわゆる諸経費的な、町民の皆さんには直接反映されない分については、できるだけ少ないほうが当然よろしいと考えていましたので、今回の委託についても新宮町はマイナンバーカード所持率が県内1位でございますので、それを生かしてマイナンバーカードに公金受け取りの口座を登録されていらっしゃる方も数多くいらっしゃいますので、そちらの方には今までどこの口座に振り込みますかとかという照会をかけて、それをまた町民の方から役場がいただいてという事務は、できるだけ省きながら諸経費はかからないような、そして迅速に町民の皆様のお手元に届くようなことを検討して、また今回この形というふうに決めさせてもらっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） お尋ねいたします。今の1人当たり7,000円の給付についてでございますが、マイナンバーカードに銀行口座をひもづけしていらっしゃる方は、もうそのままスムーズに行くと思うんですが、マイナンバーカードをお作りになっていない方とか、ありますよね。そちらの対応の仕方ですとか、あと以前の何か一斉給付のときに、世帯主に家族全員分をお支払いして、いろいろ単身赴任の方ですとか、いろんな家庭状況でお困りになった方があったというニュース報道もございました。そちらのほうの手間はかかるかもしれませんが、そういったことを住民の方に通知をするというか、そうたくさんはいらっしゃらないと思いますが、特殊な事情がある方についての周知なり、その手続きなりはどのようなふうにご手配をいらっしゃいますでしょうか。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えさせていただきます。まず、1点目のマイナンバーカードをお持ちでない方なんですが、これは今までの給付金と同様、それ以外の方、登録がない方以外の方は確認書というのを送らせてもらって、口座を記入してもらって返送してもらおうと。ですので、ちょっとプッシュ型の方よりも支給が遅れる可能性があります、そこで対応はさせていただきたいと思っております。世帯主の関係で振り込むときの特殊な事情があって、振り込みのない方については細かい部分についてはまた要綱等作成時までには検討いたしますけれども、基本的にはもう柔軟に対応させていただいて、できるだけ支給がスムーズに行くようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごございますか。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。2点お尋ねします。現金給付のほうは、マイナンバーのほうにプッシュ型で送られるという話だったんですが、物価高子育て応援手当のほうはどうなのかというのがまず1点と、それと郵便料金が両方計上されていますけど、これは例えばマイナンバーカードの登録がない家庭だけに郵便が行くのか、それとも全戸に行くのかという、その点をお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。お答えさせていただきます。2万円の応援給付金につきましては、児童手当を現在受給してある方が対象、基準日時点ですけれども、受給してある方が対象となっておりますので、既に口座については把握をしておりますので、もう基本的には全ての対象者には、お手紙で通知をします。贈与になりますので、もらうという意思確認ができないと払えないこととなりますので、送りましてお返事がないことを確認して、いないという方についてはお返事をいただきますけれども、ないことを確認してプッシュ

型で通知をするということと、公務員の皆様につきましては私どものほうで口座の把握をしておりませんので、こちらは口座の登録をしていただいた方から順次振り込みをさせていただくということで、実際に通知等を始めるのが本日予算議決していただきましたら、2月の中旬ぐらいまでに準備をして、通知を始めてというような形になるかと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えさせていただきます。郵便料金についてですけれども、一応、全戸配布になりますというのが、マイナンバーのほうは公金登録、口座の登録者、この方についても期間がありますので、変更になっている可能性もありますので、その確認のために口座をここですか、間違いはないですかという確認を込めた通知で、先ほど言いました、それ以外の方には、確認書という形で送らせてもらいますので全戸配布、全世帯配布予定となっております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねをします。まず1点は、委託料についてなんです。おおよそ支給額の10パーセント近くが委託料となって、先ほどほかの議員からも質問がありましたけれども、結果として1割近くの委託費がかかるということ自体に問題がないかどうか。軽減策を講じた上で10パーセントと、ある意味、説明ではそういうふうな説明でしたけれども、実際にこれだけ必要なのかわかって甚だ不思議でならない。というのは、なぜそういう見解になるかという、これも先ほど質問がありましたけれども、お米券で12、3パーセント、これが問題になっていたにもかかわらず、結果、うちの町でも現金支給しても1割近くの委託料がかかるということ自体に対して、もう少し検証の必要性があるんじゃないかなという私には思いがあるんですね。ですから、具体的にどういう支給方法をとったので、こういう結果になったのか、積み上げ方式なのか、それとももう丸ごと一括委託でこれだけだったのか、その辺の積算根拠を示していただきたいというのが1点ですね。

それから、もともとこの支給については、去年の12月の国の補正予算審議の段階で、もう既に方向性は決まっていたと。そのとき12月定例会の補正予算のときに私もお尋ねをしました。うちの町はいつどのように対応する予定なんですかと。町長は、1月に臨時議会を開いて対応、方法を示したいというお話でしたから、ここまでは予定どおりということは言えると思います。しかしながら、今回の予算、全額繰越明許ですよ。ということは、3月末には執行できないという見通しで、この予算計上をされておるわけですが、ということは住民の皆さんのお手元に届くのが一体いつになるのか。近隣の自治体では、12月の段階でもう予算決

議終わっているところもあるんですね。宗像市は定例会中に終わった、古賀市は12月に年末に補正予算審議が終わった。ということは、うちより1か月前にもう議会審議が終わってすよね。この1か月が、丸々新宮町は遅れたんじゃないかという気が私はするんですが、早くお手元に届けるという意味からすると、これはなぜこういう手順になったのか、納得できる、我々もそうだし住民の皆さんも納得できるようなご説明をいただきたい。この2点をまずお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） 1点目をお答えさせていただきます。積算根拠ですが、言われているように必要な役務費、委託料をずっと積み上げていった形で結果的に10パーセントぐらいになったという形になります。以上です。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） 委託料の積み上げの仕方ということだったんですかね。すみません、委託料はシステムの改修というか、業者にコールセンターまで含んだ上で対応をしていただくということでの積算になっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。この決定までに仮定といたしまして、いろいろ住民のほうからもお問い合わせ等がうちのほうにあっていたりという状況はあります。ただし、その際やはり周りの自治体等の意見も聞きながらということもありましたし、先ほど申しましたとおり、全庁的に検討しようということで方向性をまず決めて、それから意見聴取をしながら、そして意見を集めて、それから様々な検討、議論等をいたしました結果、すみません、この時期ということになっております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） まず、委託料について私が申し上げているのは、10パーセント近くの委託費がかかると。簡単に言うと、国の交付金を支給するわけですから、町が持ち出す財源はない。しかしながら、有効に住民の皆さんにお届けするためには、いかにコスト削減を図るかということ。だから、委託費もより軽減策を講じないかという前提で、私はただ単に業者に丸投げして支給するという手順そのもの、要するに職員の皆さんが努力すればやれることがあったんだったら、そのことによって支給額が住民の皆さんに届けられる支給が増えていくわけですから、やはりその発想は私は必要だろうと思うんですね。だから、丸ごとこれはこの業者に委託すれば、これはもう全て任せればそれでできるという発想自体に私は問題があるんじゃないかなというふうに思っています。今回の件をどう捉えるかは、これからの問題としても少なくとも私はそういうふうを感じるということを理解していただ

きたいというふうに思います。それから、今度支給日の遅れを結果的には私はよそに比べて遅れるのか、それとも同等なのか分からないです、今の段階で。だって、新年度以降になるわけですから、そうするとやはり1番必要なのは、住民の皆さんに届ける時期が、よその市町村より遅れたらいかんということはどうやって実現するか。やはり近隣の自治体が、どういう動きをしているのか、どうなっているのか。少なくとも福岡市はもう既に、さっきもこれ出ましたけど、水道料金の基本料金を無償化するということで対応すると。もう早々に発表して、早々に実現に移っとるわけですから、そのやり方、方法がどれがいいかは別ですよ。少なくとも、やっぱり遅れるっていうこと自体が、私は大きな問題だろうというふうに思うんですね。ですから、この1か月遅れたことに対して、その問題を要するに実効性を早めることによって、穴を埋めるという取組をしていただきたい。どうですか。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。この7,000円の現金給付につきましては、今3月末、7年度中には必ず入金させていただきたいと。先ほど言いましたマイナンバーカード対象の方はプッシュ型で、こちらのほうから送金したいというふうに考えておりますので、そちらのほうは今、業者とも検討していることと思いますので、そういった形で行いたいと思います。ただし、やはりマイナンバー登録をされていない方、いずれどうしても時間がかかると思いますので、遅くとも6月までには全体に行き渡るような対策をとっていききたいなというふうに、今現時点では考えているというところでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 最後に1点だけお尋ねして、あと町長の思いも含めて答弁ください。今回の給付金1人当たりという設定になっていますよね。1人当たりの設定ですが、支給対象者、要するにプッシュ型という、例えばご家族4人おられて、4人のマイナンバーカードに支給されるのか。それとも前回の定額給付金という名称でしたっけ、10万円のときは多分、世帯主に一括していったと思うんですね。さっき質問がありました。今回の分が、どういうふうな手当てになるのか、その点の方式だけをご説明いただいた後、町長の思いをよろしくをお願いします。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。一応、今検討しておって、要綱にも定めようと考えているのは世帯主への振込ですね、マイナンバー皆さん持っておるけども、世帯主の方の口座に振り込む、マイナンバー登録口座に振り込みたいと考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。今、健康福祉課長申しましたようにマイナ

ンバーカードをお持ちになられて、公金の受取口座を登録されていらっしゃる世帯主に、その世帯の人数分、掛ける7,000円で支給をさせていただくということでございます。マイナンバーですので、一人一人マイナンバーカードをお持ちで、もしかするとその世帯全員の口座を登録されていらっしゃる家庭もあろうかと思いますが、ここはちょっと難しいところで、基本、行政の住民に対する施策のやり方は世帯ごと、今度のあれはマイナンバーカードで個人個人、どのような最初は一人一人にもう登録していらっしゃる方、お年寄りから0歳の子どもさんまで、登録しているなら全部振り込もうかというふうに考えておったんですけども、そしたら世帯の中で振り込んだ人間と振り込んでいない人間がいるということで、これもまたかえって事務手間がかかるんじゃないかということで、いろいろ議論、安武議員がご質問されていらっしゃるようなことも職員間で議論をいたして、結果的にはやはり1番齟齬がないのは、世帯主にまとめて振り込ませてもらうのが、1番無難といたしますか、早いであろうということで、そういった施策にさせてもらっています。

それと、委託費の件については、前回、前々回からなされている、先ほどおっしゃった定額給付金のときから、私的には担当するであろう課にもう委託してもいいんだよ、委託してもいいぞというふうなことは指示しておりました。ただ、それまではもう委託するより自分たちでやったほうが早いということで、担当課のほうの職員で何とか残業も繰り返しながら事務を進めておりましたが、今回に限ってはやはりちょっともうふってわいたようなお話でしたので、どこが担当するべきかということも、庁内でいろいろ議論がありまして、結果的には健康福祉課のほうにお願いすることになりました。健康福祉課のほうも、もう全然想定もしていない業務が出てきたもので、初めてになるけど委託をしようということで、委託をさせてもらって予算を今回提案させていただいています。委託するなら、今度は逆に委託業者さんのほうがここは役場、ここは委託業者ということで分けたほうが、かえって事務がやりづらい。それとテレフォンセンター、コールセンターも夜8時までいろいろ受付けていただけるような形での予算計上をさせてもらっています。

また、繰越についても全額、繰越明許費上げさせていただいていますが、先ほどお話がありましたように、7,000円のほうはマイナンバーカードの登録されている方に限るとは思いますが、3月の中旬・下旬には、とりあえず1回振り込んでいきたい。その後については、口座の調査からありますので時間がかかるから、4月以降になるであろう。子どもに関しても、ほとんどうまくいくであろうと思っておりますけれども、これもまたシステムがなかなか委託業者のほうに組めないということでしたので、基本的に今回、子育てのほうは手作業的な振込作業になりますので、そこはちょっと時間がかかるかもしれませんが、年度内には振り込む予定。何かトラブルがあったらいけないので、繰越明許費として上げさせてい

ただいておるということでございます。

また、導入に関しましても確かに他の市町村と比べれば、1 か月間タイムロスはありますけれども、最終的にはそんなに時間差がないよう、ここは事務努力で早めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員、よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして全日程を終了し、令和8年第1回新宮町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8年 3月 9日

議 長 松井 和行

署名議員（11番） 上畝地 白馬

署名議員（ 1番） 江口 正明